

**改正**

平成28年5月11日告示第64号

平成29年3月31日告示第40号

平成31年3月28日告示第20号

令和3年3月30日告示第48号

令和5年3月28日告示第38号

東かがわ市総合評価審査委員会設置要綱

(目的)

**第1条** 東かがわ市が発注する建設工事及び建設工事に係る測量又は建設コンサルタント業務の契約及び物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の契約に係る総合評価落札方式による入札の実施に関し、必要な評価等を行うため、東かがわ市総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 審査委員会は、次に掲げる事項について審査を行う。

- (1) 総合評価方式の入札によることの適否に関すること。
- (2) 落札者決定基準の策定に関すること。
- (3) 技術提案の評価及び落札者の決定に関すること。
- (4) その他総合評価方式の実施に関し必要なこと。

(審査委員会の組織)

**第3条** 審査委員会の委員は、副市長、総務部長、事業部長、市民部長、教育部長及び総務課長の職にある者をもって充てる。

2 前項に定める者のほか、審査に必要な技術や知識を有していると認められる職員のうち、委員長が指名した者を充てることができる。

3 前2項に定める者のほか、審査案件ごとに審査委員会に臨時の委員を置くことができるものとし、審査委員会が必要と認める者をもって充てる。

(委員長等)

**第4条** 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ副市長の職にある者及び総務部長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(特別委員)

**第5条** 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項の規定により、学識経験者の意見を聴くため、審査委員会に特別委員を2名以上置くものとする。

- 2 特別委員は、審査案件ごとに期間を定めて置くことができるものとする。
- 3 前項の特別委員は、市長が委嘱するものとする。

(特別委員の報酬等)

**第6条** 前条に規定する特別委員に対して、東かがわ市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年東かがわ市条例第25号）に基づき市長が定める額を支払うものとする。

(会議)

**第7条** 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 審査委員会の決定は、出席委員の全員一致により行うものとする。
- 4 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができないものとする。
- 5 緊急の必要がある場合にあつては、関係委員に文書による合議をもって審査委員会の会議の決定に代えることができる。
- 6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 7 審査委員会の会議は非公表とする。

(守秘義務)

**第8条** 委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、総務部総務課において行う。

(補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この告示は、平成20年7月15日から施行する。
- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。

**附 則**（平成28年 5 月11日告示第64号）

この告示は、平成28年 5 月11日から施行する。

**附 則**（平成29年 3 月31日告示第40号）

この告示は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成31年 3 月28日告示第20号）

この告示は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 3 年 3 月30日告示第48号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 5 年 3 月28日告示第38号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。